

山梨市社会福祉協議会ホームページリニューアル業務

公募型プロポーザル実施要綱

令和5年12月

山梨市社会福祉協議会

【目次】

1. 業務の概要	1
1. 1 業務名	1
1. 2 趣旨	1
1. 3 業務内容	1
1. 4 履行期間	1
1. 5 提案上限額	1
2. プロポーザルに関する事項	2
2. 1 参加資格要件	2
2. 2 スケジュール	3
2. 3 参加申込書の提出	3
2. 4 質疑および回答	4
2. 5 提案資格結果通知	5
2. 6 プロポーザル参加資格指名	5
2. 7 技術・企画提案提出意思確認	6
2. 8 技術・企画提案提出要請書	6
2. 9 技術・企画提案書等の提出	6
2. 10 企画提案書などの作成	8
2. 11 優先交渉権者などの選定方法	8
2. 12 契約	9
2. 13 プロポーザル参加に際しての留意事項	10

1. 業務の概要

1. 1 業務名

山梨市社会福祉協議会ホームページリニューアル業務

1. 2 趣旨

山梨市社会福祉協議会では、令和4年3月に「第3次山梨市地域福祉活動計画」を策定し、「地域のつながりと、支え合いの心に満ちたまちづくり」を基本理念として、山梨市に暮らす一人ひとりが、地域社会を担う一員として、自分たちの地域について考え、みんなで福祉のまちづくりを進めていくことを目指し、各種取り組みを実施している。

なかでも、基本目標の一つとして掲げる「地域の身近な福祉課題に気づき、行動できる人材づくり」として、地域福祉活動を実践している団体等の内容を広く周知することで、地域福祉に対する理解を深めることは大切なことであり、そのために山梨市社会福祉協議会が所有するホームページは大きな役割を担っている。しかし、山梨市社会福祉協議会のホームページは、現在の形として運用してから20年が経過しており、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められるなか、管理・運営が困難な状況となっている。

誰もが見やすく、また地域の方々が積極的に地域福祉に対し興味、関心が持てるホームページとしてリニューアルすることを目的とした山梨市社会福祉協議会ホームページリニューアル業務を委託するものである。

1. 3 業務内容

山梨市社会福祉協議会ホームページリニューアル業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

1. 4 履行期間

開発業務 契約締結日から令和7年2月28日まで
運用は令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

1. 5 提案上限額

5,000,000円
(いずれも消費税及び地方消費税を含む)

2. プロポーザルに関する事項

2. 1 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、【様式1】参加申込書の提出日現在において、以下の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 山梨市財務規則（規則第42号）第156条に規定する資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 的確に遂行するに足りる能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有する者であること。
- (3) 過去5年以内に、地方公共団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人など、福祉、介護、児童、医療関係機関等において、JIS X 8341-3:2016の「適合レベルA、AA」に準拠した実績が1件以上あるCMSであること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれにも該当していない者であること。
- (5) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、および次の（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (カ) 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これを利用している者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。

2. 2 スケジュール

内容	期日
公示	令和5年12月21日（木）
実施要綱・仕様書・CMS要件一覧等に関する質疑書の受付期限	令和5年12月21日（木）から 令和5年12月28日（木）12時まで
実施要領・仕様書に関する質疑書に対する回答	随時、山梨市社会福祉協議会のホームページに掲載する
参加申込期限	令和6年1月12日（金）17時まで
提案資格確認結果通知	令和6年1月17日（水）
プロポーザル参加指名通知 技術・企画提案提出意思確認通知	令和6年1月17日（水）
技術・企画提案提出意思確認書 提出期限	令和6年1月23日（火）
技術・企画提案提出要請通知	令和6年1月25日（木）
技術・企画提案書作成要領に関する 質疑書の受付期限	令和6年1月25日（木）から 令和6年1月31日（水）まで
技術・企画提案書作成要領に関する 質疑書に対する回答	随時、山梨市社会福祉協議会のホームページに掲載する
企画提案書等提出期限	令和6年2月16日（金）17時まで
一次審査結果通知（書類審査） 二次審査実施通知	令和6年3月6日（水）
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年3月19日（火）
最終選考結果通知・公表	令和6年3月22日（金）

2. 3 参加申込書の提出

「2. 1 参加資格要件」を全て満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により必要書類を提出すること。

2. 3. 1 提出期間

令和5年12月21日（木）から令和6年1月12日（金）17時まで

2. 3. 2 提出場所・方法

社会福祉法人山梨市社会福祉協議会本所へ持参又は郵送にて提出すること。
(郵送の場合のあて先)

〒405-0006 山梨県山梨市小原西843-4

山梨市社会福祉協議会 ホームページリニューアル業務担当 宛て

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時（提出期限日は午後4時）まで。

※郵送の場合は、電話で書類到着の確認を必ず行うこと。

TEL：0553-22-8755

2. 3. 3 提出書類

提出書類は次のとおりとする。なお、提出物については返却しない。

名称	様式及び留意事項
参加申込書	【様式1】 ・代表者印等を押印のこと
参加資格に関する申立書	【様式1-2】 ・様式1と同じ代表者印等を押印のこと
CMS稼働実績調書	【様式1-3】 ・CMS稼働実績について1件以上記載すること
会社概要書	【様式1-4】 ・会社概要など参考になる資料（パンフレット等）があれば添付すること
暴力団排除に関する誓約書	【様式1-5】 ・様式1と同じ代表者印等を押印のこと
直近1年間に国税及び地方税に未納がないことの証明書	・直近3ヶ月以内のもの（コピー可）

2. 3. 4 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を山梨市社会福祉協議会へ事前に電話連絡のうえ、持参または電子メールで提出すること。

2. 4 質疑および回答

質疑がある場合は、【様式10】質疑書を提出すること。以後、質疑及び疑義がある場合はすべて【様式10】質疑書によって行うこと。なお、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

2. 4. 1 質疑書の提出期間

令和5年12月21日（木）から令和5年12月28日（木）12時まで

2. 4. 2 質疑書の提出場所・方法

山梨市社会福祉協議会本所へ持参又は電子メール(fukushi@yamanashi-shakyo.jp)にて提出すること。なお、件名は「山梨市社会福祉協議会ホームページリニューアル業務質疑」とすること。

2. 4. 3 質疑書の回答

質疑に対する回答は、随時、山梨市社会福祉協議会のホームページに記載する。なお、質問のあった参加申請者名は公表しない。

2. 5 提案資格結果通知

提出された参加申込書を山梨市社会福祉協議会プロポーザル方式実施要綱の規定に則しているか審査し、その結果を令和6年1月17日（水）までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールまたは書面にて通知する。

2. 5. 1 提案資格結果通知に対する疑義

「2. 5 提案資格結果通知」により通知された結果に対し疑義がある場合は、持参又は電子メール(fukushi@yamanashi-shakyo.jp)にて令和6年1月19日（金）までに提出すること。

2. 5. 2 提案資格結果通知の質疑に対する回答

「2. 5. 1 提案資格結果通知に対する質疑」によって提出された質疑書に対する回答は、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

2. 6 プロポーザル参加指名

「2. 5 提案資格結果通知」により提案資格を有すると判断された者に対し、プロポーザル参加指名通知書を令和6年1月17日（水）までに参加申込書に掲載された連絡先に電子メールまたは書面にて通知する。

2. 7 技術・企画提案提出意思確認

「2. 6 プロポーザル参加指名」により指名する者に対し、技術・企画提案提出意思確認書を令和6年1月17日（水）までに参加申込書に掲載された連絡先に電子メールまたは書面にて通知する。

2. 7. 1 技術・企画提案提出意思確認書の提出

「2. 7 技術・企画提案提出意思確認」により通知を受けた者は、技術・企画提案書の提出意思について令和6年1月23日（火）までに【様式4】技術・企画提案提出意思確認書によって提出すること。

2. 8 技術・企画提案提出要請書

「2. 7. 1 技術・企画提案提出意思確認書の提出」により提出する意思を示した者に対し、技術・企画提案提出要請通知書を令和6年1月25日（木）までに参加申込書に掲載された連絡先に電子メールまたは書面にて通知する。

2. 9 技術・企画提案書等の提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提案は1社1案とする。

2. 9. 1 提出期間

令和6年1月25日（木）から令和6年2月16日（金）17時まで

2. 9. 2 提出場所

社会福祉法人山梨市社会福祉協議会本所へ持参又は郵送にて提出すること。

（郵送の場合のあて先）

〒405-0006 山梨県山梨市小原西843-4

山梨市社会福祉協議会 ホームページリニューアル業務担当 宛て

※郵送の場合は、電話で書類到着の確認を必ず行うこと。

TEL：0553-22-8755

2. 9. 3 提出方法

山梨市社会福祉協議会本所へ持参又は郵送にて提出するものとし、電子メールでの受付は不可とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間で受け付ける。

※郵送の場合は、「2. 9. 4 提出書類等」の全ての書類を合わせて封入し、封印してから提出すること。また、封筒にはそれぞれの提出書類名を記載すること。

2. 9. 4 提出書類等

提出書類等は次のとおりとする。なお、提出物については返却しない。

名称	様式及び留意事項等
技術・企画提案書	<任意様式> ・ 1社1案とする。 ・ 正本1部、副本12部提出すること。 ・ 表紙に「山梨市社会福祉協議会ホームページリニューアル業務 技術・企画提案書」及び商号又は名称を記載すること。
技術・企画提案書の電子データ	・ 技術・企画提案書と同内容の文書を保存した電子データ（CD-RまたはDVD-R）を1枚提出すること。
CMS機能要件一覧表	【別紙1】 ・ 12部提出すること。
費用見積書（構築費用）	【別紙2-1】 ・ 正本1部、副本12部提出すること。
費用見積明細書（構築費用）	<任意様式> ・ 正本1部、副本12部提出すること。 ・ 提案価格は、5年間（令和6年度から令和10年度）の経費について、年度ごとに記載し、消費税および地方消費税（10%）を含む額とする。
費用見積書（保守費用）	【別紙3-1】 ・ 正本1部、副本12部提出すること。
費用見積明細書（保守費用）	<任意様式> ・ 正本1部、副本12部提出すること。 ・ 提案価格は、5年間（令和6年度から令和10年度）の経費について、年度ごとに記載し、消費税及び地方消費税（10%）を含む額とする。

※「技術・企画提案書の電子データ」以外の提出書類は、全て上記の部数分、紙媒体で提出すること。

※「技術・企画提案書の電子データ」のCD-RまたはDVD-Rについて、上記の提出書類はすべて電子データで記録し、提出すること。また、ファイル名は上記書類と同じにすること。

※費用見積明細書については、提出様式を任意様式（A4サイズ）とし、それぞれ明細を作成すること。

2. 9. 5 提出書類等に対する質疑

提出書類等に関し質疑がある場合は、山梨市社会福祉協議会本所へ持参又は電子メール（fukushi@yamanashi-shakyo.jp）にて令和6年2月7日（水）までに提出すること。

2. 9. 6 質疑書の回答

質疑に対する回答は、随時、山梨市社会福祉協議会のホームページに記載する。
なお、質問のあった参加申請者名は公表しない。

2. 10 技術・企画提案書などの作成

2. 10. 1 技術・企画提案書などの作成

【別紙2】技術・企画提案書作成要領に基づき作成すること。

2. 10. 2 見積書の作成

(1) 構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS導入費、外部ASP導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、他機能導入費など、リニューアル業務にかかるすべての費用の合計(消費税および地方消費税を含む)を記載すること。

(2) 保守費用

令和7年度以降の単年度のハードウェア、ソフトウェアなど、システム保守にかかるすべての費用の合計を記載し、提出すること。

なお、保守費用については、2年目以降も特別な理由がないかぎり、増額は認めない。

2. 11 優先交渉権者などの選定方法

書類審査による一次審査とプレゼンテーションによる二次審査で評価・採点(1,050点満点)を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者とする。

2. 11. 1 一次審査(650点)

【別紙3】審査実施要領に沿って、次の4つの書類について評価し、点数化する。その中で上位3社程度を一時審査通過者とする。

(1) 基準点(200点): CMS機能要件一覧表

※「必須」要件に「×」がある場合は参加できないものとする。

(2) 提案評価点(350点): 企画提案書

(3) 価格点ア(50点): 費用見積書(構築費用)

(4) 価格点イ(50点): 費用見積書(保守費用)

2. 11. 2 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し、令和6年3月6日(水)までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

なお、この時点で一次審査の評価点数は公表しない。

2. 1 1. 3 二次審査（400点）

【別紙3】審査実施要領に沿って、プレゼンテーションの内容を評価し、点数化する。

2. 1 1. 4 優先交渉権者の決定

一次審査と二次審査の合計（1,050点満点）で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1社の場合および最高評価点獲得者が2社以上ある場合の契約候補者の選定は、【別紙3】審査実施要領に沿って行う。

2. 1 1. 5 最終審査結果通知および優先交渉権者の公表

（1）結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和6年3月22日（金）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

（2）公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、令和6年3月22日（金）に山梨市社会福祉協議会ホームページ上に公開する。

（3）非選定理由の説明

非選定理由について説明を求める場合は、令和6年3月27日（水）までに限り認める。

2. 1 2 契約

2. 1 2. 1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて確認を行い、両者の確認が整った場合、令和6年3月7日以降に本業務にかかる契約を締結する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、山梨市社会福祉協議会と協議のうえ、その承認を得るものとする。

2. 1 2. 2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

2. 1 2. 3 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、山梨市社会福祉協議会経理規程などの定めるところによる。

2. 1 3 プロポーザル参加に際しての留意事項

2. 1 3. 1 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合。
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合。
- (5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合。
- (6) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合。

2. 1 3. 2 留意事項

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え、および再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、山梨市社会福祉協議会が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は山梨市社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程、および山梨市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書などの作成のために本社協より受領した資料は、山梨市社会福祉協議会の許可なく公表、または使用することはできない。

【問い合わせ先および各種書類の提出先】

社会福祉法人山梨市社会福祉協議会

〒405-0006 山梨県山梨市小原西843-4

TEL 0553-22-8755

Mail fukushi@yamanashi-shakyo.jp